古賀市都市計画総括図（福岡広域都市計画）

1:10,000

令和七年十二月

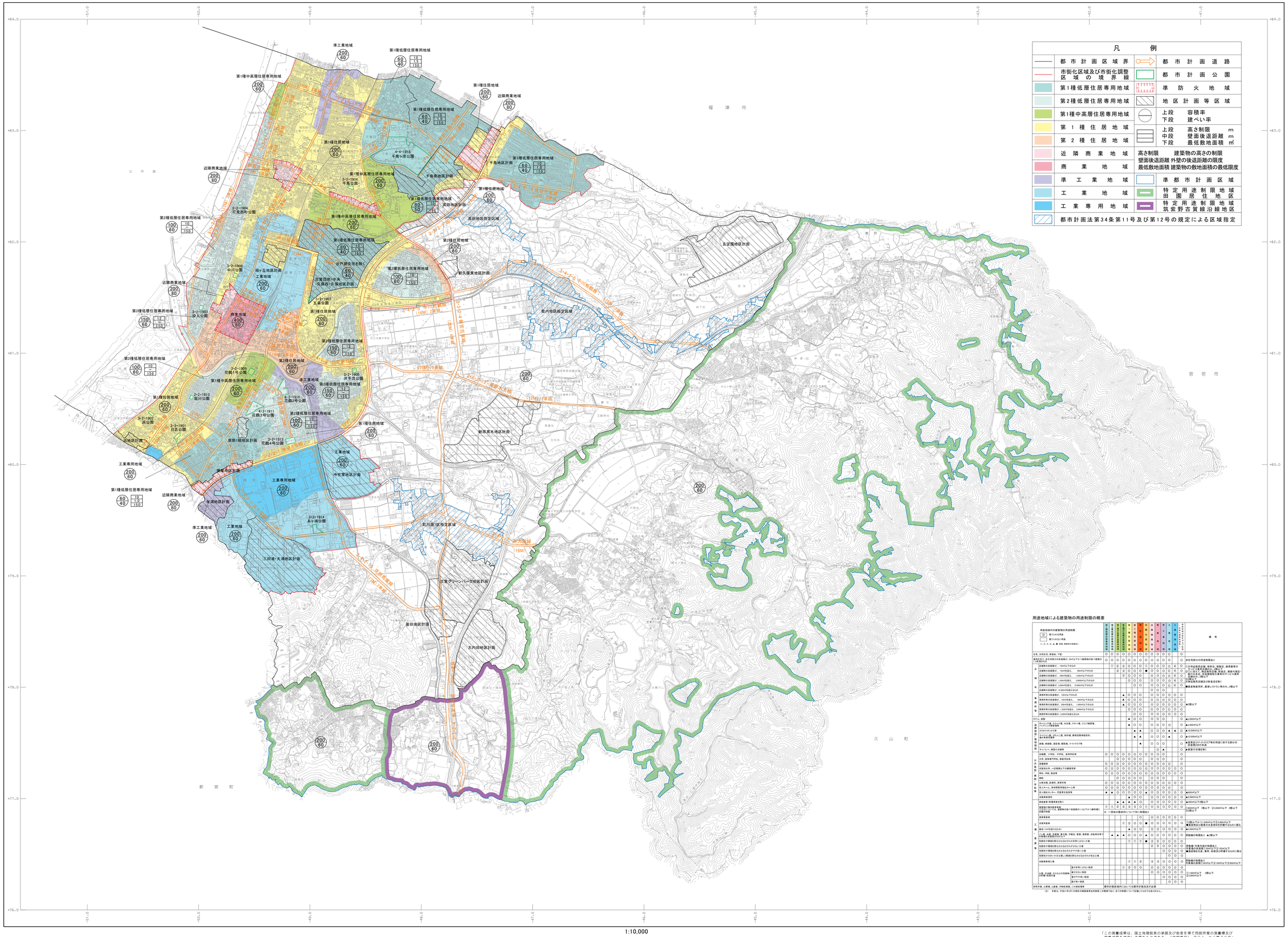
凡　例
都市計画区域界
市街化区域及び市街化調整区域の境界線
第1種低層住居専用地域
第2種低層住居専用地域
第1種中高層住居専用地域
第1種住居地域
近隣商業地域
商業地域
準工業地域
工業地域
工業専用地域
都市計画道路
都市計画公園
準防火地域
地区計画等区域
上段　容積率
下段　建ぺい率
上段　高さ制限　m
中段　壁面後退距離　m
下段　最低敷地面積　㎡
高さ制限　建築物の高さの制限
壁面後退距離 外壁の後退距離の限度
最低敷地面積 建築物の敷地面積の最低限度
準都市計画区域
特定用途制限地域
田園居住地区
特定用途制限地域
筑紫野古賀線沿線地区
都市計画法第34条第11号及び第12号の規定による区域指定
福津市
宮若市
久山町
新宮町
古賀市
玄界灘
千鳥地区計画
高田地区指定区域
玄望園地区計画
新久保東地区計画
舞野
篠崎
筵内地区指定区域
新浜高木地区計画
今在家地区計画
町川原1区指定区域
古賀グリーンパーク地区計画
薬田地区計画
大内田地区計画
用途地域による建築物の用途制限の概要
用途地域内の建築物の用途制限
○ 建てられる用途
× 建てられない用途
○1、○2、○3、▲1 条例、用途等の制限あり
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿
事務所等(床面積の合計が150㎡以下かつ建築物の延べ面積の1/2未満のもの)
店舗等(床面積の合計が150㎡以下のもの)
店舗等(床面積が、150㎡を超え、500㎡以下のもの)
店舗等(床面積が、500㎡を超え、1,500㎡以下のもの)
店舗等(床面積が、1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの)
店舗等(床面積が、3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの)
店舗等(床面積が、10,000㎡を超えるもの)
事務所等(床面積が、150㎡以下のもの)
事務所等(床面積が、150㎡を超え、500㎡以下のもの)
事務所等(床面積が、500㎡を超え、1,500㎡以下のもの)
事務所等(床面積が、1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの)
事務所等(床面積が、3,000㎡を超えるもの)
ホテル、旅館
ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等
カラオケボックス等
マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場等
劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等
キャバレー、風俗営業店等
幼稚園、小学校、中学校、高等学校等
大学、高等専門学校、専修学校等
図書館等
保育所など、一定規模以下の練習施設等
神社、寺院、教会等
病院
公衆浴場、診療所、保育所等
老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等
老人福祉センター、児童厚生施設等
自動車教習所
倉庫業倉庫
畜舎(15㎡を超えるもの)
店舗、事務所、旅館、料理屋、劇場、映画館、演芸場、遊技場、ダンスホール、風俗営業等の用に供する建築物
危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場
危険性や環境を悪化させるおそれがあまり少ない工場
危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場
危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場
自動車修理工場
自動車教習所
畜舎(15㎡を超えるもの)
危険物の貯蔵又は処理に供するもの
建築物の用途制限
第1種低層住居専用地域
第2種低層住居専用地域
第1種中高層住居専用地域
第2種中高層住居専用地域
第1種住居地域
第2種住居地域
準住居地域
近隣商業地域
商業地域
準工業地域
工業地域
工業専用地域
備考
○1 床面積の合計150㎡以下
○2 2階以下
○3 3階以下
■ 一団の敷地内について制限あり
▲1 条例により制限あり
▲2 1階以下
▲3 2階以下
▲4 3階以下
▲5 4階以下
▲6 5階以下
▲7 6階以下
▲8 7階以下
▲9 8階以下
▲10 9階以下
▲11 10階以下
▲12 11階以下
▲13 12階以下
▲14 13階以下
▲15 14階以下
▲16 15階以下
▲17 16階以下
▲18 17階以下
▲19 18階以下
▲20 19階以下
▲21 20階以下